

羽生市地域公共交通会議において協議が 調っていることの証明書の提出について

のりあいタクシーの実証運行を開始するため、これまでの羽生市地域公共交通会議において、皆さまにご協議いただいた内容をもとに、別紙「協議が調っていることの証明書」を作成し、運行事業者である羽生タクシー（株）から関東運輸局埼玉運輸支局に提出しましたのでご報告いたします。

別紙

道路運送法第9条第4項および同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和4年2月25日付け羽生市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線又は運行区域
羽生市全域

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間
①自宅から目的地 ②出発地から目的地 ③出発地から自宅
乗降場所(出発地・目的地)は別紙のとおり

3 協議が調っている運行時間及び運行台数
(1)運行時間
午前8時から午後5時(午後4時迎えまでの予約に対応)

(2)運行台数
ワゴン車両1台・セダン車両2台

4 協議が調っている運賃の種類、額、及び適用方法

区 分	運 賃
羽生市在住の ・75歳以上の方 ・障害者手帳の交付を受けている方	500円

※障害者手帳の交付を受けている方1名につき、介助者1名が同乗できるものとし、介助者の運賃は無料とする。

5 適用する期間
運行期間 令和4年10月3日から令和7年3月31日まで
土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)は運休とする。

令和4年7月4日

羽生市地域公共交通会議
会長 甲 山 浩